利谷信義教授退任記念号の発刊に寄せて

現代法学部長　島　田　和　夫

利谷信義教授は、2004年3月に本学を退職されました。先生は本学経済学部の専任教員として1998年4月に着任されました。そして着任後ただちに、本学の現代法学部創設準備委員長として新学部設立に取組まれ、学部設立後の2000年4月に初代学部長に就任され、本学部の礎を築くためにご尽力いただきました。本学において、学部運営と教育・研究にご尽力されたことに対し、深く感謝申し上げます。ただ、先生が本学着任時に陪審制度研究の集大成をめざしておられたことを知りながら、新学部設立のために先生の研究時間を大幅に割いてしまいましたことをおわび申しあげます。

利谷先生は1932年に韓国釜山でお生まれになり、1955年東京大学法学部を卒業された後、同大学大学院社会科学研究科に進まれました。先生は1957年に同研究科を修了された後、同大学社会科学研究所助手、東京都立大学法学部助教授、そして東京大学社会科学研究所教授を歴任され、1993年定年により東京大学を退職された後、お茶の水女子大学を経て、本学教授に就任されました。2003年4月から1年間は引き続き現代法学部特任教授として、2000年4月に入学した本学部第一期生の卒業まで教育・研究にご尽力いただきました。先生の教育・研究、そして大学運営のご功績に対し、本学より2004年6月、名誉教授の称号が授与されています。

ところで、利谷先生のご専門は法社会学・民法で、歴史的アプローチと現代社会の分析から「家族」、「土地法」、「司法制度」、そして

「日本近現代法史」という幅広い領域で、数多くの貴重な研究を進めて来られました。学会においても、その学識の広さと人望から、日本法社会学会理事長、日本学術会議副会長、比較家族史学会会長を歴任され、現在は、日本農業法学会会長でいらっしゃいます。また、政府の各種審議会委員を歴任され、総理府男女共同参画審議会では会長代理として、「男女共同参画社会基本法」の策定・成立にご尽力されました。少子高齢化社会を展望し、社会システムが男女の共同参画を機軸としたものに転換されることを展望しての法制定準備作業にかかわられたことは、先生が進めてこられたご研究の、貴重な法実践であったということができましょう。そして現在、社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会会長として、男女共同参画という法の理念・目的の社会での実践にもご尽力されています。

先生は、本学退職後においても、ドイツの友人が贈ってくれたという「永遠に生きるかのごとく研究せよ。明日死すがごとく生きよ。」という言葉を座右の銘とされて、ご研究を続けておられます。そのかたわら、本学大倉学術芸術振興会副会長として、引き続き本学のために貢献しておられます。

今後もご健康に留意され、益々ご活躍されることを祈念いたします。